

## ＼動画で知ろう／ さんぽセンター

さんぽセンターってなに?篇



社員50人未満の会社必見! 篇



メンタルヘルス対策の相談も篇



動画はこちらで公開中!



さんぽセンターWeb ひろば |



さんぽセンター専門スタッフ(相談員・促進員)に  
聞いてみました



企業にとって  
さんぽセンターの相談員とは

さんぽセンター 相談員

産業保健に関する法令や裁判例、企業の実施例や成功例といった新しい、正しい情報を提供できる存在だと思います。こういった情報を最新に保つのは時間も労力もかかるので、相談されるほうが効率も良いかと思います。

そして、企業で困っている方がそれ以上困るような、それ以上無理していただくようなアドバイスをしようと思つてはいません。相談員は、企業やその担当者にとっても、社員のお一人お一人にとっても、無理なくできる方法や、落としどころというものをたくさん経験の中から探し出し、アドバイスいたします。

役に立つ新しい情報を提供いたしますので、安心してさんぽセンターにお越しください。



産業保健活動で  
悩まれている方へ

さんぽセンター 促進員

産業保健活動は多岐にわたり、とても複雑なものを感じている方も多いかと思います。

担当者だけで頑張っても限界があります。そのためにも、事業主の方は前向きな意識を持って進めていくことが求められます。

一番大事なところは、事業場全員が関与して産業保健体制を進めていくところだと思っております。

産業保健担当の皆さん、どうか一人で悩まないで、さんぽセンターを頼ってください。



働く人の「こころ」と「からだ」の  
健康管理について  
相談できる窓口があります

# さんぽ センター

皆藤 愛子さん

相談聞く  
ゾウ～！

ご利用・ご相談は  
すべて無料！

さんぽセンター  
公式キャラクター

産業保健総合支援センター・地域産業保健センター

さんぽセンターへのご相談は「全国統一ナビダイヤル」

0570-038046

※平日：9時～17時

※このナビダイヤルを利用することにより、最寄りのさんぽセンターに着信します。

労働者健康安全機構(労働者医療・産業保健部産業保健課) 〒211-0021 川崎市中原区木月住吉町1-1 事務管理棟 044-431-8660

R6.03

地さんぽへのご相談



地さんぽへのご相談は最寄りの  
さんぽセンターにお問い合わせ  
いただけ、さんぽセンターの  
ホームページをご覧ください。

# 社員の健康管理

こんなお困りごとはありませんか？



健康診断の結果が  
よくない社員がちらほら。

社員のために  
できることは？

最近、  
メンタルヘルス不調を  
訴える社員が増えてきた。

対応したいけど、  
どうすれば…？

治療を続けながらも、  
安心して働ける  
環境を整えたい。

会社として、  
何かできるだろ？



社員の健康管理を  
担当することに。

いったい何から  
始めればいい？

そんなときは  
**さんぽセンターへ**  
ご相談ください。



健康管理の知識を深めて  
社員に還元したい。

どうやって学ぼう？

専門スタッフがご相談内容に応じて、  
適切にサポートいたします！

ご利用・ご相談は  
すべて無料！



＼こんな支援が役に立った！／

## 専門的・実践的研修



職場でのメンタルヘルス対策に  
ついて、労災認定事例を交えた  
討議形式の研修で理解を深め  
ることができた。

## 治療と仕事の 両立支援



退院後の復職で、会社への伝え方  
を相談した。アドバイスに従って  
主治医の意見書を会社に提出し  
たところ、上司もスムーズに理解・  
対応してくれた。

## 健診結果の 医師の意見聴取



年配の社員が多く、健診結果で  
異常が見つかった社員の対応に  
悩んでいた。医師からのアドバ  
イスにより、労働環境の見直し  
などを行えた。

まずは  
電話やメール等で  
お気軽に  
ご相談ください。



社員の健康管理に携わる方なら

47全ての都道府県に設置。

## 産業保健総合支援センター(さんぽセンター)

社員の健康管理に携わる産業医、保健師、衛生管理者等からの  
ご相談内容に応じ、以下のようなサービスを提供しています。

### メンタルヘルス対策



### 治療と仕事の両立支援



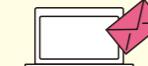
### 専門的・実践的研修



### 専門的相談対応



### 産業保健に関する 情報提供



### 事業主等に対する 啓発セミナー



50人未満の事業場なら

全国350カ所、あなたのお近くにも。

## 地域産業保健センター(地さんぽ)

地さんぽでは、小規模事業場(労働者数50人未満)の事業者やそこで働く人を対象として、  
労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

### 健診結果について 医師からの意見聴取



### 長時間労働者等に 対する面接指導



### 労働者の健康管理に 関する相談対応



### 個別訪問による 産業保健指導



※地さんぽの利用には事前の申し込みが必要です。